

海老名市優良小売店舗表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に所在する小売店舗（以下「店舗」という。）であって、経営の合理化、近代化、作業環境、消費者サービスの向上等の点で、他の模範となる優良な店舗を表彰することによって、広く商業の振興と発展を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、市内で1年以上事業を営み、資本金又は出資金が5千万円以下及び従業員50名以下の会社又は個人でその業績が特に優れたもの、ただし、次の各号に掲げる店舗については除外する。

- (1) 大手レギュラー・チェーン、フランチャイズ・チェーンに加盟しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる業種に該当するもの
- (3) 過去5年以内において、この要綱又はこれに準ずると市長が認めたものにより表彰を受けたもの

(表彰の基準)

第3条 被表彰店舗は、次の各号に掲げる基準に該当、他の模範となるものでなければならない。

- (1) 保健衛生、防災対策等が優良であると認められるもの
- (2) 経営管理、店舗管理が十分であると認められるもの
- (3) 消費者サービスが充分であると認められるもの
- (4) 店舗の近代化、経営の合理化を図り、もって地域商業の振興発展に寄与していると認められるもの

(推薦機関)

第4条 次に掲げる機関及び団体は、市内に表彰に該当する店舗があるときは、別紙様式により、市長に推薦するものとする。

- (1) 海老名商工会議所
- (2) その他市長が適当と認めた機関・団体

2 周知の方法については、海老名市広報に掲載する。

(審査)

第5条 市長は前条の推薦を受けたときは、表彰基準に照らし審査し、表彰を決定する。

この場合において、表彰基準のほか、納税成績、公害発生の有無、市融資制度適応者にあつては、その返済状況等を勘案して審査するものとする。

2 市長は前条の推薦機関による推薦がなくても表彰することが適当と認めた場合は、表彰することができる。

(基準日)

第6条 毎年9月1日を基準日とする。

(表彰及び記念品の授与)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰店舗数は、毎年度予算の範囲内において定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。